

輸出事業者育成による県産農畜水産物等輸出拡大事業業務委託
プロポーザル公募要領

○留意事項

令和8年第1回岐阜県議会定例会において、本事業に係る予算案が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による委託業務の執行は行いませんので、予めご承知願います。

なお、上記に伴い、プロポーザル参加者または受託予定者において損害が生じた場合にあっても、県においては、その損害について一切負担しません。

令和8年2月25日

岐阜県

農政部農産物流通課

目 次

第1	目的	1
第2	業務内容	1
1	業務名	
2	業務内容	
3	業務期間	
4	委託費の上限	
5	委託団体数	
第3	プロポーザルに係る事項	1
1	プロポーザル参加の要件	
2	企画提案書の作成	
3	プロポーザルの手続き等	
第4	評価に係る事項	5
1	評価方法等	
2	評価項目及び評価基準	
3	最優秀提案者の選定	
4	評価結果の通知・公表	
5	プロポーザル評価会議	
第5	契約に係る注意事項	6
1	契約の締結	
2	電子契約利用意向の確認及び契約締結用メールアドレスの確認	
3	知的財産権の帰属	
第6	業務の適正な実施に関する事項	7
1	関係法令の遵守	
2	業務の一括再委託の禁止	
3	個人情報保護	
4	守秘義務	
第7	業務の継続が困難となった場合の措置について	7
1	受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合	
2	その他の事由により業務の継続が困難となった場合	
第8	その他	7
第9	問い合わせ及び各種書類の提出先	7

輸出事業者育成による県産農畜水産物等輸出拡大事業業務委託 公募要領

第1 目的

将来、人口減少に伴い国内市場の縮小が予想されており、需要減少による農産物価格の下落、更には、生産意欲の減退により、岐阜県農業の衰退が懸念されるため、需要を確保するうえで、海外販路の拡大は喫緊の課題である。

県内の生産者や加工事業者（以下「生産者等」という。）が独自で輸出するには、検疫への対応や相手国言語によるコミュニケーションなど、障壁が大きいため、商社等による輸出が有効な手段である。

一方で、全国規模の商社では、他県産品との競合が想定されるため、県産農畜水産物について理解し、差別化して販売できる地域商社が必要である。

このため、本業務により、輸出意欲のある生産者等が生産する県産農畜水産物やそれを主原料とする加工品（以下「県産食材」という。）の輸出拡大事業を経験し、輸出ノウハウのある県内事業者の育成を目指す。

第2 業務内容

1 業務名

輸出事業者育成による県産農畜水産物等輸出拡大事業業務委託

2 業務内容

別添仕様書のとおり

3 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日(水)まで

※輸出事業者育成の観点から、本業務の委託団体に原則3年間継続して委託するものとする。

※ただし、事業実施年度の1月頃に外部評価員による事業評価会議を開催し、委託の継続が不相当と判断された場合や、本業務に係る予算が認められないなどの場合を除く。

4 委託費の上限

2, 998, 718円（消費税及び地方消費税分を含む）

5 委託団体数

1事業者（ターゲット国・地域が東アジア及び東南アジア以外の事業者）

第3 プロポーザルに係る事項

1 プロポーザル参加の要件

プロポーザルに参加できる者は、岐阜県内に事業所を有し、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる民間事業者であって、次のすべての要件を満たす者とします。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- ② 役員に次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

- ③ 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
- ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき再生手続きの申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる再生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑤ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- ⑥ 評価会議の日において、岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に掲載されている者であること。
- ⑦ 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領」に基づく資格停止措置を受けていないこと。又は、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

2 企画提案書の作成

以下の項目に留意して別紙様式2により、事業の企画を作成してください。

企画提案書の様式等は、原則として日本産業規格A4縦型（一部A3資料折込使用可）とします。

企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

- ①事業で実施するターゲット国・地域
 - ・東アジア及び東南アジア以外のターゲット国・地域を記載
 - ・複数国・地域の記載を可とするが、優先順位を付けて記載
- ②企画案の内容
 - ・仕様書に沿って提案
- ③事業実施スケジュール
- ④事業目標
 - ・3年後までの年ごとの目標を記載
- ⑤将来的な取組方針
 - ・令和11年度以降の取組方針を記載
- ⑥業務経験・能力
- ⑦事業実施体制
- ⑧その他独自提案等

3 プロポーザルの手続き等

(1) スケジュール

項目	日程
① 公募要領等の公表・配付	令和8年2月25日(水)～3月13日(金)正午
② 公募要領等に関する質問受付	令和8年2月25日(水)～3月13日(金)正午
③ プロポーザル参加申込受付	令和8年2月25日(水)～3月19日(木)正午
④ 企画提案書受付期間	令和8年2月25日(水)～3月27日(金)正午
⑤ 評価会議	令和8年4月中旬(予定)
⑥ 評価結果の通知・公表	令和8年4月下旬(予定)

(2) 公募要領の配付

① 配付日時

令和8年2月25日(水)から3月13日(金)正午まで
ただし、土曜日、日曜日、祝日等閉庁日は除きます。

② 配布場所

公募要領は、原則、以下のホームページからダウンロードにより入手してください。

〔 岐阜県庁ホームページ (<https://www.pref.gifu.lg.jp>) > 県政情報 > 入札・公売 > 公募型プロポーザル 〕

ダウンロードができない場合は、以下の場所にてお渡しします。

岐阜県農政部農産物流通課

(〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県庁13階)

(3) 公募内容等に関する質問書の受付及び回答の公表

① 質問書受付期間

② 令和8年2月25日(水)から3月13日(金)正午まで

③ 質問書提出方法

企画提案に参加するにあたり質問事項がある場合は、質問書(別紙1)を農産物流通課宛てに郵送、ファックス又は電子メールにファイル(ファイル形式は、Microsoft Wordとしてください)を添付して提出してください。

※提出した場合は、届いていることを電話にて確認してください。

④ 提出場所

岐阜県農政部農産物流通課

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県庁13階

FAX 058-278-2682

電子メールアドレス c11444@pref.gifu.lg.jp

⑤ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、以下のホームページにて公開します。

〔 岐阜県庁ホームページ (<https://www.pref.gifu.lg.jp>) > 県政情報 > 入札・公売 > 公募型プロポーザル 〕

(4) プロポーザル参加申込書の受付

① 受付期間

令和8年2月25日(水)～3月19日(木)正午

② 提出方法

プロポーザル参加希望者は、参加申込書(別紙2)を農産物流通課まで持参又は郵送により提出してください。

郵送の場合も、令和8年2月25日(水)から3月19日(木)正午必着となります。

(5) 企画提案書等、書類の受付

- ① 受付期間
令和8年2月25日(水)～3月27日(金)正午
- ② 提出書類
 - ア 企画応募書(様式1)
 - イ 企画提案書(様式2)
別添「輸出事業者育成による県産農畜水産物等輸出拡大事業業務委託仕様書」参照
 - ウ 見積書(任意様式)
内訳書添付
 - エ 法人等概要書(様式3)
 - オ 誓約書(様式4)
 - カ 直近の事業報告書、貸借対照表及び損益決算書又はこれらに類するもの
 - キ 履歴事項全部証明書(発行日から60日以内のもの)
 - ク SDGsへの取組(様式5)
 - ケ その他、企画提案の説明に必要な資料
- ③ 提出部数
10部(正本1部、副本9部)
※カラー刷りの場合、副本もカラー刷りで提出してください。
- ④ 提出方法
受付期間内に、岐阜県農政部農産物流通課まで持参又は郵送により提出してください。
なお、持参による受付は、土曜、日曜及び祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時までとします。郵送の場合は、必ず「簡易書留」とし、期間内に必着とするようにしてください。
※郵送の場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

(6) プロポーザル参加に際しての注意事項

- ① 失格又は無効
以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。
 - ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
 - イ 提出された書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
 - エ 公募要領に違反すると認められる場合
 - オ 評価会議構成員に対して、直接、間接問わず故意に接触を求めた場合
 - カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
 - キ 事業者選定終了までの間に他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
 - ク その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- ② 著作権・特許権等
提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとしします。
- ③ 複数提案の禁止
企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。
- ④ 提出書類の変更の禁止
提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません(軽微なものを除く)。
- ⑤ 返却等
提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

- ⑥ 費用負担
企画提案書の作成、提出等企画提案参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。
- ⑦ その他
 - ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとみなします。
 - イ プロポーザル参加者は、企画提案書の提出を持って公募要領等の記載内容に同意したものとします。
 - ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例(平成12年条例第56号)に基づく情報公開請求の対象となります。
 - エ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、評価会議開催前日の午後4時まで、辞退届(様式自由)を農産物流通課に持参又は郵送により提出してください。

(7) 見積書作成に際しての注意事項

提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。
消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。

第4 評価・選定に係る事項

1 評価・選定方法等

評価は、県が別に定める構成員により組織された「輸出事業者育成による県産農畜水産物等輸出拡大事業業務委託プロポーザル評価会議」(以下「評価会議」という)が行います。

なお、最優秀提案者の選定にあたっては、別表の評価項目及び評価内容に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、審議のうえ選定します。

(1) 各構成員は、別表に基づき、提案ごとに点数評価を行う。

(2) 構成員毎に評価点の高い順から下記のとおり順位点を付す。

順位	1位	2位	3位	4位	5位	...
順位点	1	2	3	4	5	...

(3) 構成員の順位点を合計し、合計点の最も低い提案者を最優秀提案者とする。

(4) (3)の場合においても、各構成員の評価点数の合計が満点の60パーセントに満たない提案者は選定から除外する。

(5) (3)の場合においても、各構成員の過半数が、審査基準の同一審査項目及び評価内容について、配点基準の最低点を付した提案者は、選定から除外する。

(6) 順位点合計の最も低い提案者が複数いる場合は、提案金額の安価な提案者を最優秀提案者とする。

(7) 順位点合計の最も低い且つ提案金額の最も低い提案者が複数いる場合は、くじ引きの上、最優秀提案者を決定する。

(8) 提案者が1者のみの場合は、各構成員の評価点の合計が満点の60パーセント以上の評価を得た場合は、当該提案者を最優秀提案者とし、60パーセント未満の場合は再度公募を実施するものとする。

2 評価項目及び評価基準

別表のとおり

3 評価結果の通知・公表

評価結果は、選定・非選定に関わらず、速やかに参加者に文書にて通知するとともに、以下の内容について岐阜県ホームページで公表します。

なお、評価結果に係る質問や異議は一切受け付けません。

<公表内容>

- ア 最優秀提案者の名称・評価点
- イ 全提案者の名称（申込み順）
- ウ 全提案者の評価点（得点順）※名称と評価点の対応関係は明らかにしません。（提案者が2者の場合には公表しないこととします。）
- エ 最優秀提案者の選定理由
- オ 構成員の氏名
- カ 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

4 プロポーザル評価会議

(1) 開催日

令和8年4月中旬（予定）

(2) 開催場所

岐阜県庁（予定）

住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

(3) 企画提案の所要時間

- ① プレゼンテーション 20分程度
- ② 評価会議構成員からの質疑 10分程度

(4) 注意事項

- ① 開催日時、場所及び各提案者のプレゼンテーション開始時間は、後日通知します。
- ② プレゼンテーションは企画提案書のみを使用して行うものとし、当日に新規資料を配布すること及びスライド機材等を使用することはできません。
- ③ プロポーザル参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- ④ 指定の時間に遅れた場合、評価対象とはいたしません。

第5 契約に係る注意事項

1 契約の締結

契約の締結は、選定した最優秀提案者と県が協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、令和8年5月上旬を目処に契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容及び金額が基本となりますが、最優秀提案者と県との協議により最終決定します。

2 電子契約利用意向の確認及び契約締結用メールアドレスの確認

最優秀提案者決定後、県より電子契約サービスを利用して電子契約を締結するかどうかの意向確認を行います。なお、電子契約による契約の締結を希望する場合は、速やかに県宛てに「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出してください。

3 知的財産権の帰属

委託事業の実施による成果物等の著作権を含む全ての知的財産は、原則として、委託元である岐阜県に帰属するものとします。

第6 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令等を遵守してください。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

3 個人情報保護

受託者が、「輸出事業者育成による県産農畜水産物等輸出拡大事業業務委託」を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び仕様書別記1「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めてください。

4 守秘義務

受託者は、「輸出事業者育成による県産農畜水産物等輸出拡大事業業務委託」を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

第7 業務の継続が困難となった場合の措置について

県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合、県は契約の取消しができます。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。

なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害、その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合、それぞれ事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消し等により次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとします。

第8 その他

契約候補者が、岐阜県から「岐阜県が行う契約から暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該契約候補者と契約を締結しないものとします。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

第9 問い合わせ及び各種書類の提出先

岐阜県農政部農産物流通課輸出戦略係

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

TEL 058-272-1111（内4065）

FAX 058-278-2682

電子メール c11444@pref.gifu.lg.jp